

放課後等デイサービス事業所 御中
児童発達支援事業所 御中

江東区障害福祉部障害者施策課長
江東区障害福祉部障害者支援課長

緊急事態宣言の解除に伴う障害児通所支援事業所の対応について

日頃より、江東区の障害福祉の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件については、令和2年5月25日付で東京都から事務連絡が発出されているところですが、江東区内の各事業所においては、下記の対応をお願いいたします。

なお、令和2年5月8日付、2江障障第297号でお示しいたしました、各施設において行事等の延期・中止を検討いただく期間については、令和2年5月31日までといたします。各施設においては適切に対応いただくとともに、6月1日以降の行事等の実施についても、感染リスクを十分に考慮の上、新型コロナウイルス感染防止策の実施に加え、行事等の内容によっては引き続き延期・中止を含めた検討をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。また、参考に江東区における緩和措置ステップに応じた会議、イベント、施設の運営の基準を添付いたしますので、ご参照ください。

記

1 5月31日までの対応について

各事業所における新型コロナウイルス感染防止策の整備や職員の確保などの受入体制を踏まえ、引き続き可能な場合には通所を控えていただくなどの感染拡大防止のための対応を行ったうえで、サービスの提供を縮小しながら支援が必要な利用者に対する支援を行う。

2 6月1日以降の対応について

本区としては、各事業所において、新型コロナウイルス感染防止策の整備や職員の確保などの受入体制を整えつつ、保護者と調整のうえ、段階的な受入拡大を行うことを想定している。

しかし、今後、国や東京都から異なる対応を求める通知が発出された場合、変更することがあるので留意すること。

3 支援の提供に係る取扱いについて

5月31日までの取扱いについては、これまでに東京都及び江東区が発出した通知に基づいた対応とする。

6月1日以降の取扱いについては、国、東京都の対応を踏まえて、別途通知する。

【参考】

(東京都通知)

- ・緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の対応について（令和2年4月10日付、2福保障施第147号）
- ・緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所の支援の提供について（令和2年4月10日付事務連絡）
- ・緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所の支援の提供について（その2）（令和2年4月16日付事務連絡）

(江東区通知)

- ・緊急事態宣言の延長を踏まえた障害児通所支援事業所の対応について（令和2年5月8日付、2江障障第297号）

【問い合わせ先】江東区障害福祉部障害者支援課

(請求に関すること) 支援調整係 03-3647-9507

(支援や記録等に関すること) 在宅生活相談係 03-3647-4308